

平成30年2月19日(月)に、宗谷合同庁舎2階講堂において、宗谷管内におけるいじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題への対応に関する取組や連携の在り方などについて協議を行い、児童生徒の問題行動等の未然防止を図ることを目的に、本連絡協議会を開催しました。

本連絡協議会には、教育委員会、校長会、PTA、関係団体等の関係機関の代表者15名に出席いただき、今年度の取組について情報交換するとともに、次年度の重点推進項目の方向性について協議を行いました。協議の主な内容は、次のとおりです。



< 重点推進項目 1 >

「学校、市町村独自の児童生徒がいじめの問題を主体的に考え、宣言等に基づく取組を充実する。」

- ・ 生徒指導上の課題を抱える児童生徒に対する相談体制の確立が重要である。
- ・ 稚内市では子ども会議を年間2回開催し、各学校における児童生徒の主体的な取組の充実を図っている。
- ・ 高等学校では、生徒会がいじめ根絶に向けた「いじめゼロ宣言」を行い、宣言を玄関に掲示して全校に周知し、いじめ問題を自分ごととして捉える取組を行っている。



< 重点推進項目 2 >

「家庭、関係機関と連携したスマートフォン等のインターネットの使用に関する主体的な取組と啓発を促進する。」

- ・ 近年の非行行動は、周囲の大人から見えにくいものが多く、人知れず非行行動が進行してしまう傾向にある。
- ・ 児童生徒をネットトラブルから守るために、大人がSNS等に関する知識を習得したり、普段から児童生徒と関わり、小さな変化を見逃さないようにしたりすることが大切である。
- ・ これからは児童生徒だけではなく、保護者に対しても情報モラルに関する指導が重要である。



< 重点推進項目 3 >

「組織的な取組と具体的な方策を示した『いじめ防止基本方針』の見直しを推進する。」

- ・ 学校と地域が「学校いじめ防止基本方針」を通じていじめ問題について共通理解を図る必要があり、そのためにも「学校いじめ防止基本方針」は分かりやすいものであることが大切である。
- ・ 養護学校では、「学校いじめ防止基本方針」の見直しに当たり、いじめからどのように児童生徒を守るか、といった視点はもとより、児童生徒が主体的にどのようにいじめ根絶に取り組むかについても重視した。



[次年度に向けて]

協議を踏まえ、以下の事項について次年度に引き継ぎ、第1回協議会において、重点推進項目及び学校、家庭・地域、関係機関等における取組について協議します。

- 重点推進項目1については、今年度の取組を継続する。
- 重点推進項目2については、「大人が責任をもってサポートすること」を付加する。
- 重点推進項目3については、「分かりやすさ」、「地域との共有」を付加する。